

- 1 日 時 平成21年6月23日(火)午後2時~午後4時23分
- 2 場 所 山梨県県民会館304会議室
- 3 出席者
委員 小倉公一、勝俣高明、金子栄廣、早川正秋(50音順、敬称略)
事務局 風間理事長、山本副理事長、石合専務理事、安藤事務局長、
岩下所長、事務局職員(計5名)

4 会議次第

- (1)開会
- (2)委員の委嘱
- (3)理事長あいさつ
- (4)座長の選任
- (5)座長あいさつ
- (6)議事
- (7)閉会

議事に先立ち、早川委員が座長、勝俣委員が座長代理に選任された。

5 会議に付した議題

- (1)廃棄物処理法と山梨県環境整備センターについて
- (2)山梨県環境整備センター整備に係るこれまでの経緯について
- (3)山梨県環境整備センターの概算収支計画について
- (4)経営審査委員会に係るスケジュールについて
- (5)その他

6 議事の概要

(1)廃棄物処理法と山梨県環境整備センターについて
座長：議題(1)の「廃棄物処理法と山梨県環境整備センターについて」の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料1により説明。

座長：事務局から概要について説明があったが、質問、意見はあるか。

委員：地下水はどこに流すのか。

事務局：地下水は汚れていないため、近くの河川に放流する。

委員：環境整備センター内の水は処理して放流するのか。

事務局：そうである。

委員：埋立地が一杯になったら、埋立は終わりなのか。

事務局：そうである。

委員：埋立が終了したら、最後に蓋^{ふた}のようなものをするのか。

事務局：最後に跡地利用のために1 m以上の覆土を行うが、蓋のようなものはしない。なぜならば、その間も雨が降れば雨水が浸透し、廃棄物の安定化につながるからである。

委員：埋立終了後の維持管理はどのように行うのか。

事務局：埋立終了後、最低10年間は水処理の維持管理を行う予定である。

委員：地下水の調査も行っていくのか。

事務局：そうである。配布しているパンフレットを見て頂くと、水処理の流れがわかると思う。

委員：埋立期間は5.5年、水処理期間は10年ということなので15.5年で完了するということが。

事務局：そうである。ただし、10年はあくまでも想定であり、廃止基準を満たさない場合は延長もあり得る。

委員：水処理期間が10年というのは、10年くらい経てば、廃棄物が安定化するということが。

事務局：そうである。受入廃棄物の性状により水処理期間は変わってくるが、環境整備センターの受入廃棄物からして、10年程度と想定している。

委員：受入廃棄物の管理はどのように徹底していくのか。

事務局：環境整備センターに廃棄物を搬入する前の処理委託契約書を締結する際に、必要に応じ排出事業所の現地調査を行う。その時点でどのような廃棄物が搬入されるのかわかる。更に、廃棄物が環境整備センターへ搬入される時に、埋立地内にて搬入車両から廃棄物を降ろさせ、事業団職員が搬入計画に基づいた廃棄物であるかどうかを展開検査する。その上で、埋立を行う。仮に搬入計画に違反した廃棄物が混入していた場合には、持ち帰っていただくことになる。

委員：今後搬入車両の台数が増加した場合も現状のような検査ができるのか。

事務局：環境整備センターにおける1日当たりの搬入車両は30台を最大値として見込んでいるため、可能である。

委員：漏水検知システムが異常値を示し、遮水シートが破損しているおそれがある場合には、どのようにして遮水シートを修復するのか。

事務局：埋立地の最深部は10 m以上あるが、その最深部において遮水シートが破損した場合は、幅50 cmの鉄製のライナープレートを組み合わせて円形を造り、掘削しながら、随時そのプレートを押し込んでいく深礎工法により、遮水シートを修復する。また、浅い部分で破損した場合は、重機あるいは人力により掘削し、修復する。

委員：漏水検知システムが異常値を知らせた時点で、地下水が汚染されてしまうという

ことか。

事務局：漏水検知システムが組み込まれている遮水シートは三重の遮水構造の一番上部に当たり、その下に更に二重の遮水構造がある。したがって、地下水の汚染にはつながらない。

委員：その二重の遮水構造が破損するということはないのか。

事務局：通常は想定できない。なお、その二重の遮水シートの下の底面部には、遮水機能を持ち、基礎地盤への追従性があるベントナイト混合土が50cmの厚さで施工されている。

委員：現在建設されている最終処分場に適用される基準は、環境整備センターのようなものが一般的なのか。

事務局：国の基準は二重の遮水構造であるが、センターはそれを上回る三重の遮水構造とし、さらに漏水検知システムを張り巡らせている。

委員：大地震が起きた場合はどうなのか。

事務局：遮水設備が基礎地盤と追従するため、構造的には安定している。なお、大地震が起きた際に、各県の処分場に聞き取り調査を行っているが、処分場に被害が発生したという報告は受けていない。

委員：埋立容量は23万トンか。

事務局：そうである。

委員：環境整備センターはどのような埋立方式なのか。

事務局：サンドウィッチ工法を用い、廃棄物3mに対し、その上に50cmの覆土を行う。それに加え、毎日の埋立作業終了後に15cmの覆土を行う。

委員：覆土の転圧は行うのか。

事務局：通常は転圧を行うが、廃棄物の種類により行わない場合もある。

委員：10年の水処理期間後、跡地はどのように利用する予定なのか。

事務局：埋立地は賃貸借契約により使用している土地であり、所有権者に返却することになる。

委員：返却されたとしてもその土地は他へ転用できないと思うが。

事務局：建物は構築できない。植林をすることはできる。

委員：掘り起こしてもよいのか。

事務局：通常は埋めておくしかない。

委員：賃料はいくらか。

事務局：年間で2,400万円程度である。なお、地権者は財産区等である。

委員：10年の水処理期間も賃料を支払って、借りる予定なのか。

事務局：そうである。

委員：賃料の見直しは行っているのか。

事務局：行っている。

(2) 山梨県環境整備センター整備に係るこれまでの経緯について

座長：議題(2)の「山梨県環境整備センター整備に係るこれまでの経緯について」の

概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料2により説明。

座長：事務局から概要について説明があったが、質問、意見はあるか。

委員：資料2の1ページ目に事業団設立時の出捐割合が記載されているが、産業・経済界というのは個別の企業なのか。

事務局：山梨県中小企業団体中央会などの団体である。

委員：財産区から土地を借りているとのことであるが、財産区の住民はおおよそ何名くらいか。

事務局：手元に資料がないため、調べた上で改めて回答する。

委員：資料2の7ページ目に平成18年10月に反対派住民1,466名により廃棄物最終処分場建設禁止仮処分命令の申立が甲府地方裁判所に提起されたとのことであるが、この1,466名の反対派住民には、土地を借りている財産区の住民も含まれているのか。

事務局：一部含まれているかもしれない。

委員：借地料は財産区の収入になっていると思うが、個々の住民に配分しているのか。

事務局：事業団としては、各財産区の事務局に支払いをしているが、それを何に使っているかまでは分からない。

委員：財産区の決算書を見たい。

事務局：北杜市が特別会計により処理していると思われるため、北杜市に問い合わせてみる。

委員：地元と協定書を結んでも、反対派住民は相変わらず、反対行動をとっているようだが。

事務局：5月の開所式の時に反対行動をとった人の中には、地元住民はあまり含まれていないようだと言っている。

委員：県や事業団は丁寧な対応をしていたと思うが。

委員：廃棄物の搬入について阻止行動はないのか。

事務局：搬入を開始した当初の2日間があったが、その後はない。ただし、監視活動は継続している。

委員：反対派は、環境への悪影響に対して反対しているのか、それとも収支計画に対して反対しているか。

事務局：純粹に環境への悪影響が不安だと訴えている方と建設地の選定経緯が不透明であることを理由に反対している方がおり、後者は収支の問題も含め反対している。

委員：埋立期間が5.5年と短いのは、安全対策が一番の理由か。

事務局：計画当時における本県の廃棄物排出量から最終処分量を算出し、環境整備センターの埋立地が一杯になるまでの期間を計算したところ、5.5年を要することとなったため、埋立期間を5.5年とした。5.5年でというのは最終処分場としては規模が小さいが、県内の5地域に処分場を整備する中の第1号の施設であり、モデル的な意味でこの規模にした。

委員：埋立期間を延長するという考えは是か非か。

事務局：経営的な側面のみからすると、埋立期間の延長という考え方もあると思うが、山梨県、環境整備事業団、北杜市の三者で公害防止協定を締結し、埋立期間は埋立開始から5.5年という約束になっているため、延長は困難であると考えている。

委員：公害防止協定を締結したのはいつか。

事務局：平成18年6月である。

委員：操業を開始して1箇月が経過したが、現状の搬入ペースだと何年で満杯になるのか。

事務局：6月19日までの実績で、車の台数が23台、搬入量が152.75トンと2m³。このままであれば50年近くかかる。しかし、他の処分場もそうであるが、開業して概ね4箇月間ぐらいは搬入量が少なく、その後徐々に多くなっていく傾向にあるため、現状では分からない。

委員：新聞にも報道されていたが、今年度の目標が年間3万6千トンで、現状の搬入量が150トン強。目標の約200分の1であるため、100年ぐらいかかるのではないか。

事務局：本格的に営業を開始し、契約を取り交わしつつある。半年程度経過すれば、ある程度の実績が出るため、推計できると考える。

委員：搬入に当たっては、搬入先と事業団で、基本契約みたいなものを締結するのか。

事務局：まず、搬入事業者から搬入申込書を提出してもらい、必要に応じて現地調査などの審査を行い、搬入の承諾通知書を出すとともに、委託契約を締結している。契約は、継続契約と単発契約となっている。

委員：現在、長期的な契約は多いのか。

事務局：今のところ、継続契約は10件、単発契約は5件で、合計15件となっている。なお、継続契約について2件審査中であり、今後申請が出てくる見込みのものが何件かある。

(3) 山梨県環境整備センターの概算収支計画について

座長：議題(3)の「山梨県環境整備センターの概算収支計画について」の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料3により説明。

座長：事務局から概要について説明があったが、質問、意見はあるか。

委員：借入金の残高はいくらなのか。

事務局：約19億2千万円である。

委員：事業団が借りているということか。

事務局：そうである。

委員：県の補償があるのか。

事務局：県の損失補償がある。

委員：事業団が返済できなかった場合には県が肩代わりをするということか。また、金利が2%との説明があったが、現状はその程度ということか。

事務局：そうである。

委員：変動金利なのか、それとも固定金利なのか。

事務局：固定金利である。

委員：固定金利ということは、仮に市中金利が上がっても、影響はないということか。借入先はどこか。

事務局：影響はない。借入先は、ほとんどが山梨中央銀行である。

委員：元本返済は15.5年後に終わるとということか。

事務局：歳入のある5.5年で返済する計画である。なお、19億円余は境川次期最終処分場も含めた額であり、環境整備センター分としては約16億6千万円である。

委員：境川と明野の会計は分けて管理しているのか。

事務局：そうである。

委員：経理を分け、借入金も分けているのか。

事務局：そうである。

委員：管理費も分けるのか。

事務局：そうである。

委員：共通経費は明野と境川でどう按分するのか。

事務局：需用費などは2分の1ずつとしている。

委員：消費税に係る課税事業者の選択届は出したのか。

事務局：平成7年当時、最初に還付を受ける前に、課税選択の届出をしている。

委員：今期は1千万円くらいの還付となるのか。

事務局：今期は建物の引き渡しを受けるが、建設費の申告を今年一括で行ったため、還付額としてはもっと多くなる。

事務局：県が実施した廃棄物実態調査によると、県内から年間5万トン近くの産業廃棄物が出てくるが、その概ね9割程度が環境整備センターに入るだろうという計算で成り立っていることがポイントである。このようなビジネスモデルが果たして妥当かということである。

委員：山梨県全体の産業廃棄物が約24万トンとある。

事務局：環境整備センターに概ね全部が入って来るという計算でないと、このビジネスモデルが成立しない形になっている。しかしながら、安定型の処分場が県外にあるため、実態として、単価の安い方に流れることもある。それが実績として出てくる。それがどの程度かということも含めて委員の方々に論議していただきたい。

委員：かなり無理があるということか。県内から1年間に排出される産業廃棄物のほとんど100%、90%が環境整備センターに入ってこないとそのビジネスモデルは成立しないということであれば、難しいと思うが・・・。

事務局：厳しいとは思う。

委員：県内には、他に産業廃棄物処分場があるのか。

事務局：安定型処分場が2箇所あるが、1箇所は自社の廃棄物の処分場、もう1箇所はほとんど満杯になっている。

委員：県外に運び出しているとのことだが、価格的に太刀打ちできないこともあるのではないか。

事務局：安定型処分場であると太刀打ちできない。1箇月間営業活動をして、業者からは、協力はするが、処分先確保のために今まで利用していた処分場も利用すると言われている。環境整備センターには半分入れる、後の半分は今まで利用していたところに入れる。これは営業をやって初めて気が付いたことであるが、業者が環境整備センターへ全量搬入するという事は難しい。

事務局：山梨県の生産額の70%を機械電子工業が占めるが、景気の悪化で操業は大体半分から3分の1となっている。そうなると廃棄物の発生も半分になってしまう。今後もこの状態が継続することはないと思う。また、新たに企業が誘致されることもあるだろうし、景気や企業立地の動向を見ながら判断していくということではないか。

事務局：直近の鉱工業指数が、山梨県は62.1で、全国が72.4であったと思うが、約4割近く落ちている。中間処理業者からの聞き取りでは、廃棄物は通常の6割程度しか出ていないとのことであった。

委員：先ほど、何トトラックかは分からないが、1日30台くらいが搬入の限度という説明があり、年間6,000台から7,000台になると思うが、これは受入能力としての限度か。

事務局：3万6千トンと逆算すると15分に1台入れなければならない。

委員：検査も含めてか。

事務局：検査も含めて15分に1台である。営業時間が決まっているため、計算すると30台が限度である。30台が毎日来て、搬入計画量に追いつくのではないか。

委員：30台というのは、搬入計画量における限度ということか。

事務局：1年間の搬入計画量があるから、それを営業日数と、10トトラックということで割ると30台必要である。30台というのには搬入道路も関与しており、搬入道路を指定しているため、搬入がどの程度周辺に影響を与えるのかという論議もあり、1日30台を限度としている。

委員：環境整備センターには、補助金が少なくとも20億円以上交付されているが、収支を考えた時に、いわゆる民間とは異なり、補助金を前提にして動いている。その中で、収支計算をするというのは、正直なところ、あまりピンとこないところがある。

委員：民間では収支計算して、十分収入が上がるには安定型のものしかやらないというイメージがある。そういう流れの中で、どこまで公共関与として比重を置くのか。完全な収支計算をした上で十分やっていけるというのがそもそも大前提ではないと思う。だから、どこに比重を置くのかということではないのか。そう考えた時に、例えば5.5年という期間を最初から設定しておいて、しかも道路環境などで1日30台くらいに制約せざるを得ないなど、元の計画が難しいのではないのかと思う。そのあたりをどうクリアしていくのか。収支計算を均衡させるということであれば、根本的に5.5年という期間や1日30台の制約というのが、そもそも間違いなのではないかと思う。

事務局：もともと安全な最終処分場を造りたいという意向で進んできており、経営という

問題は最近になって発生したものである。

委員：現在、境川に次期処分場を計画しているが、操業を開始する時期はいつ頃を考えているのか。

事務局：環境整備センターの埋立期間の終了と同時に開始する計画である。

委員：平成26年には、環境整備センターの埋立期間が終了する。そうすると平成26年以降には、次期処分場も動き出すという計画なのか。境川には反対運動は起きていないのか。

事務局：平成26年中の操業を目指している。反対運動については、一部あるように聞いている。次期処分場と環境整備センターとの一番の違いは、用地を買収する点である。その分だけ事業費が増える。しかし、環境整備センターを整備する中で学んだことを活かし、まず規模が2倍くらいの大きさを、埋立期間は15年以上、なおかつ一般廃棄物の焼却灰の受け入れも可能としたい。そうしないと採算的に難しい。環境整備センターは、山梨県で初めて造るモデルケースということで、無理を重ねてきたと考える。

委員：他県では、次期処分場のような形態がほとんどか。

事務局：そうであるが、本県では人口87万人ぐらいのところに埋立容量約23万トンの処分場を整備しているが、他県では40万トン、80万トンという大規模なもので、かつ15年くらいの埋立期間である。環境整備センターのように規模的に小さく埋立期間も5.5年というような事例はおそらく全国でも無いと思う。

事務局：国の10倍の安全基準とし、ダイオキシンに関しては100倍の安全基準とし、それに基づいて建設すると、どうしてもコストが増加する。

委員：次期処分場も環境整備センターと同じ安全基準にするのか。

事務局：環境整備センターは処理後の浸出水を河川に放流するということもあり、水質基準も環境省基準の10倍となっている。次期処分場は下水道放流なので、下水道放流基準まで処理して放流する計画である。遮水構造などの仕様は環境整備センターと同等にしたいと考えている。

委員：廃棄物を県外に運び出すということであるが、どこへ運び出しているのか。

事務局：一番遠いところだと、九州ということを知った。ある業者は、プラスチック類を圧縮梱包し、船に乗せて九州に運んでいるという話である。全国津々浦々に運んでいると考えられる。

委員：それで採算が合うのか。

事務局：採算が合う受入料金にしているようである。中間処理業者は受入料金と運賃の合計で判断している。とはいえ、山梨県であれば、埼玉県、新潟県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県というところではないか。

委員：それらの処分場は県が運営主体なのか。

事務局：民間である。

委員：民間は自己資金で建設から運営までを行っているのか。

事務局：そうである。

委員：補助金などは得ていないのか。

事務局：得ていない。その代わりに、施設整備にあまりコストをかけていないと思われる。

委員：その中に受入基準以外の廃棄物を入れる可能性があるということか。

事務局：そういうことである。処分場の実態については、環境省の調査によると、平成18年4月1日現在、安定型を含め全国に約2,300箇所の処分場がある。しかし、山梨県には2箇所しかない。そのうち1箇所は安定型の民間処分場であり、残りの埋立容量は15%程度しかない。あと1箇所は自分のところの処分場なので、自分のところから出た汚泥を埋めるだけ。このような状態がずっと続いてきた。そこで公共関与により管理型の処分場を造るしかないという判断として、環境整備センターの整備を図ってきた。また、全国的に見ると、他県からの廃棄物の搬入に対する規制が強まってきており、全国の34の県で他県からの廃棄物の搬入は事前協議が必要であるとか、あるいは搬入させないという傾向にある。今後山梨県内に処分場がないと、廃棄物が処分できないという状況になってくると考えられる。

委員：そうであれば、ずっと処分場を整備し続けなければならないということか。

事務局：リサイクルが進んで、最終処分する廃棄物は少なくなっているが、最終的には処分場は絶対必要である。整備し続けるという話があったが、リサイクルの技術等が進んでいるため、最終的に処分される量は過去に比べて減っている。しかし、ある程度のところで横ばいになると思う。環境整備センターは5.5年で埋立が終わるが、次期処分場の埋立期間は15年以上と考えているため、今後の状況によっては次期処分場で済むということも考えられるし、その後の整備については検討していくということだと思う。

委員：環境整備センターが5.5年経過した時に、廃棄物の量が半分しかなく、計画の半分しか入らない場合でも、搬入できないということか。

事務局：公害防止協定があるため、地元との約束事を尊重しなければならない。5.5年が前提となるものと考えている。

委員：当初の計画が誤りであったということか。

事務局：平成6年に事業団が設立され、環境整備センターの着工は平成18年である。この間の12年間は何もできないまま借地料を払ったり、2回にわたる設計変更を行ったりするなど、経費が約10億円発生している。それらを含めて概算収支が推計で1,800万円の黒字となっているが、通常であれば計画後5年から6年で建設、稼働ができるため、そうであったらこのような苦労はなかったのではないかと思う。

委員：計画が早く遂行できたら、もっと利益が出ているということか。

事務局：そう考えられる。

委員：この計画ではあまり利益が出ていないが、利益が出たらどう処理するのか。

事務局：料金を下げることなどにより対応する。儲ける必要はない。税金を投下している面もあり、あくまでも収支の均衡を目指す。

委員：この計画では赤字の可能性があるが、赤字になる場合、料金を上げるのか。上げない場合、赤字は県が負担することになるのか。

事務局：県が事業団に対して損失補償を行っているため、事業団が清算し、借入金を返済できなかった時には県が負担することになる。

委員：収入の不足は新たな借り入れで対応するのか。

事務局：資金収支の関係なので、キャッシュフローが回れば問題ない考える。

委員：料金収入が見込みより減った場合、運転資金はどうなるのか。

事務局：借り入れることになる。

委員：次期処分場は、経営が良好であると予想でき、環境整備センターの赤字を補てんしていくということか。

事務局：事業団としての経営は継続するため、経営努力により解消できる可能性はある。

委員：環境整備センターについては、今までの説明では収支が均衡するようなイメージではない。例えば、山梨県立中央病院の過去の収支では、単純には年間数百万円の黒字に見えるが、よくよく見ると一般財源から毎年10数億円が繰り入れられていた等のことがあった。環境整備センターの収支計画もそれと同じで、補助金が国も含め20数億円入っていて、最終的に収入があることを前提に1,800万円の黒字になるというもの。絵に描いた餅ではないかというイメージがある。補助金について、既に交付済みのものは結構だが、資料3の運営費補助金を見ると約10億円とある。これは今から交付されるものもあると思うが、これは交付されることが確定しているのか。

事務局：人件費に対する補助金であるため、実際に派遣される職員の給与や職員数によって変動はするが、大きな変動はないと思う。

委員：支出すべき額をすべて補助してくれるということか。

事務局：そうである。

委員：建設費は既に確定している数字なのか。

事務局：平成20年度の決算額は確定しているため、建設費は確定している。

委員：管理費の調査委託費に含まれているというオオタカ調査費というのが平成20年度にも予算にあるが、これは既に確定しているのか。

事務局：そのとおりである。

座長：他に何かあるか。

事務局：次回の委員会は、ある程度搬入実績が出る10月ぐらいに開催したいと考えている。収支計画について、搬入実績と平成20年度の決算額などに数字を置き換え、もう一度精査したものを提出するので、料金収入がどれくらいになるのかということなどを検討していただきたい。

(4) 経営審査委員会に係るスケジュールについて

座長：議題(4)の「経営審査委員会に係るスケジュールについて」の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料4により説明。

座長：事務局から概要について説明があったが、質問、意見はあるか。

座長：事務局より説明があったが、次回の委員会は10月下旬に開催予定ということで

よろしいか。

委員：よい。

座長：本日の委員会はこれで終了したいと思うが、その他に何かあるか。

事務局：当事業団においては、受入料金を弾力的に運用することについて、本年3月に開催した理事会で了承を得ているところである。これまで営業を行う中で、百年に一度という景気の悪化などにより、操業率が大幅に落ち込み、廃棄物の量も今のところ6割程度といわれている状況である。更に、資金面等から事業者が廃棄物の処分を控えていることなどを痛切に感じているところである。これらにより、環境整備センターへの搬入に影響が出ている状況にある。また、他県の民間処分場においても料金の値下げなどにより、積極的に営業を行っている状況である。このように厳しい状況の中、当事業団においても受入料金の割引制度を導入していかなければならない状況である。割引は搬入される廃棄物の量に応じて行い、長期にわたる取引に導入していきたいと考えている。

委員：5.5年という埋立期間の設定は、計画当初に契約されたものである。その後、当初計画は変更され、さらに経済情勢も大きく変化しているにもかかわらず、県の方は、5.5年という期間を絶対的な条件として受け入れている。事情変更の原則からすれば、その時の状況に応じて対処していかなければならない。つまり、5.5年の埋立期間では無理だという理屈が出てこなければおかしいと思う。県としても、5.5年の埋立期間を絶対守らなければならないという前提で、このような委員会を開いてみても、先が見えている印象があるため、その当たりを検討していかなければいけないと思う。

座長：以上をもって、本日の委員会を終了する。

事務局：以上をもって、本日の委員会を終了させていただく。次回の委員会の開催日程等については、おって事務局から連絡させていただく。